

戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」使用取扱基準

平成24年5月25日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、戸田ヶ原自然再生事業の取り組みをより多くの方に知ってもらい、親しみを持ってもらうために作成した、戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 戸田市が使用するとき。
- (2) その他、市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条に定める申請があった場合、その内容が戸田ヶ原自然再生事業の普及、啓発を推進するものであると認められたとき、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。

- (1) とだみちゃんのイメージを損なう場合。またはそのおそれがある場合。
- (2) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合。
- (3) 戸田市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合、又は使用させるおそれがある場合。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と市長が認める場合。

2 市長は、前条に定める申請を行った者に対し、承認をしたときはキャラクター使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)を、当該承認をしなかったときはキャラクター使用(内容変更)不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用期限)

第5条 使用期限は、承認日より2年を超えた年の3月31日とする。ただし、再申請を行うことを妨げない。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙によるデザインを使用することを原則とすること。
- (2) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認された以外の形、色等を改変しないこと。
- (4) 承認された物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更申請)

第7条 キャラクターの使用承認後、承認された内容について変更するときは、あらかじめキャラクター使用内容変更申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に定める申請があった場合、その内容が第3条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。
- 3 市長は、前条に定める申請を行った者に対し、承認をしたときはキャラクター使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)を、当該承認をしなかったときはキャラクター使用(内容変更)不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(権利設定の禁止)

第8条 キャラクターを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 キャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱)

第10条 キャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、この基準に違反したとき、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、この基準に違反したとき、市長はキャラクター使用承認取消通知書(様式第5号)を交付し、その承認を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(損害賠償等)

第 1 1 条 キャラクターを使用する者が故意又は過失により戸田市に損害を与えたときは、市長はその賠償を請求することができる。

2 キャラクターを使用する者が、キャラクターを使用することにより第三者に対し損害又は損失を与えた場合において、市長は法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 1 2 条 この基準に定めるもののほか、キャラクターの取扱について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 2 4 年 5 月 2 5 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

戸田ヶ原自然再生キャラクター使用申請書

年 月 日

(あて先)

戸 田 市 長

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者氏名

下記のとおり、戸田ヶ原自然再生キャラクターを使用したいので申請します。

記

1 使用内容

2 使用目的

3 使用期間(予定)

年 月 日 ~ 年 月 日

4 使用数量

5 有償・無償の別

有償(売価 円) ・ 無償

有償の場合の販売方法()

6 連絡先

担当者氏名

T E L

F A X

7 添付書類(図案等)

様式第2号（第3条、第7条関係）

戸田ヶ原自然再生キャラクター使用（内容変更）承認通知書

第 号
年 月 日

様

戸 田 市 長

年 月 日付けで申請のあったキャラクター使用(内容変更)について、
下記の条件を付して承認します。

記

- 1 承認内容は、別添のキャラクター使用（内容変更）申請書のとおりとする。
- 2 キャラクターの使用に際しては、戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」
使用取扱基準を遵守しなければならない。

様式第3号（第3条、第7条関係）

戸田ヶ原自然再生キャラクター使用（内容変更）不承認通知書

第 号
年 月 日

様

戸 田 市 長

年 月 日付けで申請のあったキャラクターの使用（内容変更）について、下記の理由により不承認とします。

記

（不承認理由）

様式第4号（第7条関係）

戸田ヶ原自然再生キャラクター使用内容変更申請書

年 月 日

（あて先）

戸 田 市 長

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

添付書類（図案等）

様式第5号(第10条関係)

戸田ヶ原自然再生キャラクター使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

戸 田 市 長

年 月 日付け 第 号で承認した、キャラクターの使用については、下記の理由により、使用承認を取り消いたします。

記

使用承認取消理由

- 1 申請者の都合のため
- 2 使用取扱基準の内容に違反すると認められたため

(内容)

- 3 その他

(内容)